



よつばの手紙

嫉妬は自然な反応

しかし嫉妬を理由に
「束縛」をするのは間違っている

特集「男女平等参画社会の実現をめざして」

目次

- ・特集「男女平等参画社会の実現をめざして」
- ・ひとりで悩んでいませんか
- ・相談窓口案内
- ・市内企業レポート
- ・さんかくの窓
- ・男女平等参画コーナー
- ・人のわ

高校生デートDV講座にて

男女平等参画社会の実現を目指して

生活環境や経済・社会情勢の変化が進むなかで、男女平等参画社会の実現がますます重要となっています。

青梅市では男女平等参画社会の実現に向け、施策を計画的に推進していくため「第五次青梅市男女平等推進計画」を策定しました。

第五次青梅市男女平等推進計画

計画策定の趣旨

日本国憲法は、「法の下の平等」、「個人としての尊厳」を定め、男女がすべてにおいて、性別により差別されないことを保障しています。

国においては、平成22（2010）年に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会を作ることが最重要課題としています。

また、平成19（2007）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」が改正され、配偶者等からのあらゆる暴力に対する取組を強化しています。

青梅市においては、平成8（1996）年に「青梅市男女平等推進計画・青梅市プラン」を策定し、その後、四次にわたり男女平等参画社会の実現のための施策

に取り組んできました。しかし、現在においても固定的な性別役割分業意識が根強く存在しています。

また、青梅市を取り巻く環境も、経済の長期的低迷、雇用対策などの課題に加え、災害時の緊急対応など、新たな課題への対応が求められています。こうした課題に対応し、男女平等参画社会の実現をめざし、施策を計画的に推進していくため、平成25（2013）年度から29（2017）年度までを計画期間とする第五次の「青梅市男女平等推進計画・青梅市プラン」を策定しました。

重点課題

今回の計画策定にあたっては、男女平等参画社会の実現に向けて、積極的に取り組むべき課題や、社会経済情勢の変化等により生じた新たな課題などに対応していくため、次の事項を重点化して施策を構築しました。

- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止
- 行政・防災分野における男女平等参画の推進
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 推進体制の強化・充実

計画の基本理念

「男女が互いにその権利を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力が発揮できる男女平等参画社会の実現」に向け、

- 性別により差別されない一人ひとりの人権が尊重される社会
- 男性と女性があらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会
- 多様な生き方を自らの意思で選択・決定し、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

施策体系図（太枠は各目標の重点課題）

目 標	課 題	主 な 施 策
人権の尊重 による男女 平等参画の 意識づくり	配偶者等からの暴力の防止	暴力の未然防止のための意識啓発 ほか2施策
	社会的弱者に対する暴力の防止	児童・障害者・高齢者虐待の防止
	男女平等参画を推進する教育・学習の充実	学校教育における男女平等教育の推進 ほか2施策
	生涯を通じた男女の心と体の健康支援	母子保健事業の充実 ほか1施策
社会のあらゆる 分野における 男女平等 参画の推進	行政・防災分野における男女平等参画の推進	政策・方針決定過程への女性の参画 ほか1施策
	地域・家庭における男女平等参画の推進	地域活動への男女平等参画の推進 ほか1施策
	国際理解の推進と外国人への支援	国際理解の推進 ほか2施策
	生活の安定と自立の支援	特別な配慮を必要とする男女への支援 ほか1施策
働く場における 男女平等参 画とワーク・ ライフ・バラ ンスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進	企業や事業主への啓発と情報提供 ほか1施策
	働く場における男女平等参画	働きやすい職場環境づくり ほか1施策
	女性の就業支援	就業への支援
	子育て・介護への支援	保育・育児サービスの充実 ほか1施策
総合的な 計画の推進	推進体制の強化・充実	市民参画による計画の推進 ほか1施策
	男女平等参画の啓発	啓発事業・広報活動の充実 ほか1施策

第五次青梅市男女平等 推進計画への提言を終 えて

青梅市男女平等 推進計画懇談会

会長 加藤めぐみ

平成25（2013）年2月27日に第五次青梅市男女平等推進計画について本懇談会の検討結果をまとめた提言書を竹内俊夫市長に过渡しすることができました。平成24（2012）年2月から1年間に6回開催された懇談会では、さまざまな立場の委員が、男女共同参画についての日頃の考えや思いを意見にして議論を重ねてきました。

すべての年齢層の男女が幸福で豊かな生活を平等に送るといえるのは決して容易なことではありません。

その実現のためには、市民の皆様の声を生かし、できることから一つずつ進め、また一人ひとりが意識改革をすること が求められるのだと思います。

より暮らしやすい青梅市への発展に、本提言が貢献することを祈ってやみませ



左から大野哲明副会長、竹内俊夫青梅市長、加藤めぐみ会長

詳しくは青梅市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.ome.tokyo.jp/>

ひとりで悩んでいませんか

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

みなさんはDVという言葉に耳にしたことがありますか。

DVとは「ドメスティック・バイオレンス」の略で、パートナー等の親密な関係にある（あった）カップルの間でふるわれる暴力のことを言います。

それでは、このDVについての法律があることはご存知でしたでしょうか。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」これが一般的に「DV法」・「DV防止法」と呼ばれている法律です。

平成13（2001）年に施行されたこの法律は、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的としています。

§DV法の中で注目したい用語の定義が以下の2つです。§

・配偶者という言葉の定義として、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚の状態にある者）」も含まれます。

・配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力のみではなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。また「配偶者からの暴力」とはいうものの際には男性から女性に対する

暴力が大半を占めています。

§以上のとおりDVとは、パートナーからの殴る蹴るといった身体的な暴力に限らないことが法律の中で明記されています。

心身に有害な影響を及ぼす言動とは次のようなことをいいます。§

「**身体的暴力**」…殴る・蹴る・押す・つねる・物を投げつける・水や熱湯をかけるなど。

「**性的暴力**」…パートナーの望まないセックスの強要・妻への妊娠や中絶の強要など。

「**心理的暴力**」…無視する・パートナーの大事にしているものを取つたり壊したりするなど。

「**言葉の暴力**」…説教する・おどす・相手の嫌がる事を繰り返すなど。

「**経済的暴力**」…パートナーの労働を嫌がる・生活費を入れないなど。

「**社会的隔離**」…パートナーが実家や友人と付き合うのを嫌がる・電話や手紙をチェックする

など。

また、DVは直接的に暴力を受ける女性だけでなく、その子どもたちにも深刻な影響を及ぼします。

直接父親から暴力を振るわれなくても、母親に対する暴力を目の当たりにさせられること自体が、子どもに対する暴力であるということを、私たちは認識しなければなりません。

また、配偶者の枠にとらわれず、言うことをきかないと怒る・ひどいやきもちを焼く・友だちのアドレスを勝手に消すなどの結婚していない若年層の男女間における暴力を「デートDV」といいます。

◆暴力を受けた（かもしれない）場合

暴力を受け、どうしていいかわからなくなることがあります。そんなときは、ひとりで悩まず、まず相談しましょう。緊急の時

は110番してください。警察にも相談窓口があります。

パートナーとの関係に違和感を覚えているもの、保護を受ける程のことなのか悩んでいる方もいるでしょう。

パートナーとの関係に違和感を覚えた時、それはすでに暴力を受けているのかもしれない。内閣府男女共同参画局のインターネットサイト <http://www.gender.go.jp/> では、各種相談機関が紹介されています。

青梅市でも相談窓口を設置しています。これらの相談窓口に連絡をとることで、問題解決、または不安解消の糸口となる場合があります。

DVはどの年代にも起こる可能性があります。自分のなかに溜めこむうちに暴力はエスカレートし、被害が深刻になることがありますので、「つらい」、「なにかがおかしい」と感じた時には、一度ご相談してみたいかがでしょうか。



最近のDV状況について

DVの加害者は、殴る蹴るの身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力など様々な手段を選んでいます。

近年、ITツールの発達により、そのようなツールを使つての暴力が際立ってきました。

携帯電話のチェック、メールの返信を強制する、ネット上の書き込み、写真を使つての脅しなどです。

被害者は相手が怖くて、言いなりになり、そのことを誰にも相談できず孤立していきます。

また、個人のパスワードを教えるよう圧力をかけることもあります。

パスワードはプライベートな情報です。相手を信用しているからよい、というものではありません。

パスワードは自分自身を護る大切な言葉だということを忘れないでください。

特定非営利活動法人

男女共同参画おた

ひがし
かおり
東香織

相談窓口の案内

公的支援機関の相談窓口をご利用ください。

	相 談 先	内 容
女性の相談	東京ウィメンズプラザ TEL 03-5467-2455 毎日 9:00~21:00 (年末年始は休み)	女性の総合相談 ドメスティック・バイオレンス、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係など (就職活動の支援は行っておりません)
	東京都女性相談センター TEL 03-5261-3110 月~金曜日 9:00~22:00 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み)	
	東京都女性相談センター 多摩支所 TEL 042-522-4232 月~金曜日 9:00~16:00 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み)	
	青梅市役所 (相談窓口) TEL 0428-22-1111(代) 月~金曜日 8:30~17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み)	
子どもに関する相談	青梅警察署生活安全課 TEL 0428-22-0110(代) 月~金曜日 8:30~17:15 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 夜間・緊急の場合 110番 (事件発生時)	子どもに関する各種相談 保護者の事情で子どもが家庭で生活できないとき、虐待など子どもに人権にかかわる問題、子どもの発達に関する相談など
	立川児童相談所 TEL 042-523-1321 月~金曜日 8:30~17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 児童相談センター TEL 03-5937-2330 休日、夜間の緊急連絡	

～創業94年「伝統を守り、新しいおいしさを追求」～

昔も今も変わらない伝統の味を守り、地域雇用を創出し続ける東洋米菓株式会社の山際由光社長にお話を伺いました。



東洋米菓株式会社
代表取締役社長
やまぎわ よしみつ
山際 由光さん

四季折々の商品

地域貢献活動として参加している【美しい多摩川フォーラム～食と文化の交流イベント】のプロジェクトとして商品化した『春色・さくらリング』を今春リニューアル発売し、ご好評を得ています。国産米粉を使用した、油で揚げていない焼きドーナツで、日本人の心をくすぐる綺麗な桜色とほんのり香る桜の葉の塩気が特徴です。他にも四季折々の季節限定商品を揃えています。

手作りチラシ「フレッシュ新聞」

敷地内にある「大門亭」は、入れたてのホットコーヒーの香りが漂う、カフェのような雰囲気のお店です。スタッフが手書きの『フレッシュ新聞』を毎月作成し、お配りしています。新商品の開発秘話を盛り込むなど、お客様との距離を縮めるのに効果をあげています。おかげさまで「フレッシュどらやき」はお客様から新メニューのご提案を頂くなど、地域や企業からも注目されています。

社員の意見が活発

女性目線、消費者目線を大切にするため、パート職員と社長との意見交換会を毎月実施しています。会社をより良くする活動の一環として、日々

感じている小さな気づきや疑問などを出してもらい、意見集約したものを社員へフィードバックし、一つひとつ改善していきます。この取り組みを始めてから、社内には良い緊張感が生まれ、社員にとっても新しい刺激になっています。また、社員とは定例のミーティング以外にも、ゴルフコンペなどでコミュニケーションを図っています。

おいしいものを提供し続ける！

伝統を受け継ぐ「手焼せんべい」を柱商品として「団子」「まんじゅう」、新しいおいしさを追究した「フレッシュどらやき」のほか、洋焼菓子、和風ゼリー、氷点菓など、幅広いジャンルのお菓子を製造・販売しています。商品開発には、何よりも「お客様の声」と製造現場の日々前へ進む努力が必要です。それと同時に、今まで受け継がれている伝統を次の世代へ引き継ぐために職人の感性と技術の継承も重要と考えています。「おいしいものを提供し続けること」が私たちの使命だと思っています。

東洋米菓株式会社（野上町2丁目）
設立 昭和27年7月（大正8年創業）
従業員数 76人（男性23人/女性53人）
和洋菓子・米菓の製造販売、ゴルフ練習場
<http://www.tsutsujiya.co.jp>

「男だてら」に 「女泣き」

奥山和弘著 文芸社



青梅市中央図書館で所蔵しています
Tel. 0428-22-6543

さんかくの窓

—「男」とか「女」じゃなくて「人」と「人」—

この標語は平成11（1999）年に制定された男女共同参画基本法にちなんで、静岡県標語コンクールで最優秀賞に選ばれたものです。「男らしさ、女らしさ」ととらわれない生き方を目指し、個々の生き方を認め合う社会を目指すのが男女共同参画社会。

この本は、「男とはこういうものだ」「女とはこうあるべきだ」という「枠組み」を取り除くために具体例を挙げ、歴史的観点や他国との比較などから分析し、わかりやすい言葉で説明する入門書です。

男女を問わず社会参加や家庭・地域社会への参加などの複数の「居場所」があることが、人生の豊かさにつながるという考えが伝わる一冊です。

男女平等参画コーナー

世界の動き

今回は「男女共同参画基本法」の制定に至る国連と日本の動きに目を向けてみました。

昭和20（1945）年、51カ国の加盟により国連が成立し、個人の権利と基本的自由の尊重から、男女平等もその活動の目的とされました。

当時は世界的に女性の地位は低く、女性も国際問題の解決へ取り組んでいくことへの呼びかけや婦人の参政権に関する条約など、女性の人権に関する取り組みが進められ、日本もこれに対応していきます。

昭和31（1956）年に日本も国連に加盟し、政治や経済・社会・教育分野等における女性の地位向上に取り組む「国連女性の地位委員会」の委員国になります。

国連の取り組みにより、昭和35

（1960）年にスリランカ（当時セイロン）では世界初の女性首相が、昭和38（1963）年にソ連（＝当時）では女性宇宙飛行士が誕生しました。

日本でも、昭和35（1960）年に初の女性大臣が任命されるなど、さまざまな国と分野で女性の参画につながっていきます。

それでも、国連が成立して20年を経た昭和42（1967）年に「婦人に対する差別撤廃宣言」が国連総会で採択されたことは、国によって男女平等あるいは男女共同参画が実現していないことを裏付けるものかもしれません。

男子も家庭科

昭和60（1985）年、日本も国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に調印し批准（国として同意）しました。

その後、1990年代に中学校や高校で家庭科の授業の男女共修が実施されたことや、男女の仕事上の差別をなくすために母性保護以外の労働条件を男女同一にしたのも、この条約の批准に向けてのものでした。

この条約によつて、現在のよう
に女性も午後10時から午前5時までの深夜労働ができるようになりました。

国連はその後も婦人の地位の向上・女性に対する暴力の撤廃・家内労働などの決議や条例を採択し、日本でも男女同一賃金・教育の機会均等・男女共通の育児休業制度が法律で定められていきます。

こうした個人の尊重を通じた男女平等の実現に向けた施策の推進のため、国は平成6（1994）年に「男女共同参画推進本部」を設置し、平成11（1999）年「男女共同参画基本法」の制定に至ります。

子どもたちの幸せのために

この法律に基づく「計画におい

て改めて強調する視点」（第三次）の中に「様々な困難な状況に置かれていた人々への対応」があり、その状況の一つに「貧困」があります。

平成24（2012）年5月に国連ユニセフ研究所が発表した、先進諸国（20カ国）における子ども*相対的貧困率の国際比較によれば、日本はアメリカ、スペイン、イタリアに次ぎその割合が高く、実に6人に1人が相対的貧困状態と推定されます。この貧困の背景には、ひとり親世帯の増加や雇用・就業構造の変化もあります。社会保障給付や就労支援といった福祉政策の充実とともに、「男女共同参画基本法」に基づく男女共同参画社会の実現は、日本の未来を担う子どもたちにとっても大きな意味を持つのではないのでしょうか。

*相対的貧困率…その国において、所得が標準的とされる額の半分に満たない人口が占める割合のこと。ほかの国と比較するのではなく、国内の標準からみて所得が低いとされる人口の割合

人のわ

川崎 かわさき 茜 あかね さん (22歳)
(市内在住)

私はNPO法人『子ども劇場西多摩あそびあーと』に所属し、さまざまな想いをダンスで表現しようと活動しています。

自分で活動をしながらも、青梅の若者たちの想いをもっと形にしたいと2年前から『おうめ若者カフェ』を立ち上げました。

カフェといってもお店ではありません。

青梅市内で活動するさまざまな若者が集まり、青梅の街と人がもつと繋がるように活動している団体です。今年は私が実行委員長となり、『若梅祭』を開催しました。

若梅祭はすべてがゼロからのスタート。夏に御岳で合宿を行い、青梅の長所や課題を話し合いながら、お祭りの内容を決めていきました。テーマは『地元のみりよく再発見』。私も青梅の魅力について真剣に考え、改めて自分は青梅が好きなんだなあ実感しました。

たくさんの人と出会うきっかけとなった若梅祭、みんなと力を合わせて活動することで、自分自身たくさんのエネルギーをもらえました。青梅市内の多くの団体が繋がり、関わった人それぞれのネッ

トワークも広がりました。

今後は地域の人の豊富な経験や知恵をもっと受け継いでいきたいと思っています。若者だけの活動は、ルールをはずれてしまうこともしばしば。若者の力と地域の人の知恵を調和させ、人と人が繋がる場を創りだしていきたいです。

そして、

若梅祭から生まれ たとつても大事なこの繋がりを、これからも途切れることのないようにしていきたいと思っています。



『若梅祭』スタッフと実行委員長の川崎さん

みなさんのご意見・

ご感想をお寄せください

「よつばの手紙」で取り上げたい内容がありましたら、お知らせください。

よつばの手紙 第8号

発行日 平成25 (2013) 年3月
発行 青梅市企画部企画調整課
電話 0428-22-1111
内線 2423

編集 男女平等情報紙編集委員会
編集委員 吉田由美子 福島恵美子
狩野 恵子 大野 哲明
具志堅裕子

<編集後記>

- * 「あなたがあなたでいてくれてありがとう」この言葉を言われて時とても嬉しかった事を思い出しました。(よ)
- * 「戦後強くなったのは靴下と女性」という言葉を思い出しました。今となれば、そこに男女共同参画社会との関連もあるような気がします。(ふ)
- * 編集委員会で何度か挙がっていたこのテーマ。今回、特集として取り上げましたが、デリケートな問題であることが改めてよくわかりました。お役にたてると嬉しく思います。(か)
- * 青梅市で飲食店ガイド「青梅ぶらり食べ歩き」が発行されました。市民はもちろん飲食店からも好評を得ています。タイトル名どおり大いに食べ歩きをしてみようと思います。(お)
- * さんかくの窓で紹介された本『「男だてら」に「女泣き」』。私も是非読んでみたいと思います。(ゆ)

